

| | |
|--|---|
| <p>中华人民共和国国务院令 第746号</p> | <p>中華人民共和國國務院令 第 746 号</p> |
| <p>《中华人民共和国市场主体登记管理条例》已经2021年4月14日国务院第131次常务会议通过，现予公布，自2022年3月1日起施行。</p> | <p>《中華人民共和國市場主体登記管理條例》は、2021年4月14日の國務院第131回常務會議において可決されたため、ここに公布し、2022年3月1日より施行する。</p> |
| <p>总理 李克強 2021年7月27日</p> | <p>總理 李克強 2021年7月27日</p> |
| <p>中华人民共和国市场主体登记管理条例</p> | <p>中華人民共和國市場主体登記管理條例</p> |
| <p>第一章 总 则</p> | <p>第一章 總 則</p> |
| <p>第一条 为了规范市场主体登记管理行为，推进法治化市场建设，维护良好市场秩序和市场主体合法权益，优化营商环境，制定本条例。</p> | <p>第一条 市場主体の登記管理行為を規範化し、法治的市場構築を推進し、良好な市場秩序および市場主体の合法的權益を保護し、ビジネス環境を最適化するため、本条例を制定する。</p> |
| <p>第二条 本条例所称市场主体，是指在中华人民共和国境内以营利为目的从事经营活动的下列自然人、法人及非法人组织：</p> | <p>第二条 本条例でいう市場主体とは、中華人民共和國国内の営利を目的として經營活動に従事する下記の自然人・法人および非法人組織を指す：</p> |
| <p>(一) 公司、非公司企业法人及其分支机构；</p> | <p>(一) 会社・非会社企業法人およびその分支機構；</p> |
| <p>(二) 个人独资企业、合伙企业及其分支机构；</p> | <p>(二) 個人獨資企業・パートナーシップ企業およびその分支機構；</p> |
| <p>(三) 农民专业合作社（联合社）及其分支机构；</p> | <p>(三) 農民專業合作社（連合社）およびその分支機構；</p> |
| <p>(四) 个体工商户；</p> | <p>(四) 個人事業主；</p> |
| <p>(五) 外国公司分支机构；</p> | <p>(五) 外国の会社の分支機構；</p> |
| <p>(六) 法律、行政法规规定的其他市场主体。</p> | <p>(六) 法律・行政法規の規定するその他市場主体。</p> |
| <p>第三条 市场主体应当依照本条例办理登记。未经登记，不得以市场主体名义从事经营活动。法律、行政法规规定无需办理登记的除外。</p> | <p>第三条 市場主体は、本条例に基づき登記を行わなければならない。登記せずに、市場主体の名義で經營活動に従事してはならない。法律・行政法規で登記が必要ないことを規定している場合を除く。</p> |
| <p>市场主体登记包括设立登记、变更登记和注销登记。</p> | <p>市場主体登記には、設立登記・変更登記および抹消登記を含む。</p> |
| <p>第四条 市场主体登记管理应当遵循依法合规、规范统一、公开透明、便捷高效的原则。</p> | <p>第四条 市場主体登記管理は、適法かつコンプライアンス準拠・規範的かつ統一的・公開/透明・</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第五条 国务院市场监督管理部门主管全国市场主体登记管理工作。</p> <p>县级以上地方人民政府市场监督管理部门主管本辖区市场主体登记管理工作，加强统筹指导和监督管理。</p> <p>第六条 国务院市场监督管理部门应当加强信息化建设，制定统一的市场主体登记数据和系统建设规范。</p> <p>县级以上地方人民政府承担市场主体登记工作的部门（以下称登记机关）应当优化市场主体登记办理流程，提高市场主体登记效率，推行当场办结、一次办结、限时办结等制度，实现集中办理、就近办理、网上办理、异地可办，提升市场主体登记便利化程度。</p> <p>第七条 国务院市场监督管理部门和国务院有关部门应当推动市场主体登记信息与其他政府信息的共享和运用，提升政府服务效能。</p> | <p>利便的かつ高効率の原則を遵守しなければならない。</p> <p>第五条 國務院市場監督管理部門は、全国の市場主体登記管理業務を主管する。</p> <p>県級以上の地方人民政府の市場監督管理部門は、本管轄区の市場主体登記管理業務を主管し、統一計画的指導および監督管理を強化する。</p> <p>第六条 國務院市場監督管理部門は、情報化の構築を強化し、統一的な市場主体登記データおよびシステム構築の規範を制定しなければならない。</p> <p>県級以上の地方人民政府の市場主体登記業務を担当する部門（以下、登記機関）は、市場主体の登記手続きフローを最適化し、市場主体の登記効率を向上させ、現場での手続き完了・手続きの一括完了・手続きの期限内完了などの制度を推進し、集中手続き・最寄り地での手続き・オンライン手続き・隔地での手続きを実現させ、市場主体登記の利便性を向上させる。</p> <p>第七条 國務院市場監督管理部門および國務院関連部門は、市場主体登記情報とその他の政府情報の共有および運用を推進し、政府サービス機能を向上させなければならない。</p> |
| <p style="text-align: center;">第二章 登记事项</p> <p>第八条 市场主体的一般登记事项包括：</p> <p>（一）名称；</p> <p>（二）主体类型；</p> <p>（三）经营范围；</p> <p>（四）住所或者主要经营场所；</p> <p>（五）注册资本或者出资额；</p> <p>（六）法定代表人、执行事务合伙人或者负责人姓名。</p> <p>除前款规定外，还应当根据市场主体类型登记下列事项：</p> <p>（一）有限责任公司股东、股份有限公司发起人、非公司企业法人出资人的姓名或者名称；</p> <p>（二）个人独资企业的投资人姓名及居所；</p> | <p style="text-align: center;">第二章 登記事項</p> <p>第八条 市場主体の一般登記事項は以下を含む：</p> <p>（一）名称；</p> <p>（二）主体の類型；</p> <p>（三）経営範囲；</p> <p>（四）住所あるいは主要経営場所；</p> <p>（五）登録資本あるいは出資額；</p> <p>（六）法定代表人・事務執行パートナーあるいは責任者の姓名。</p> <p>前項の規定のほか、さらに市場主体の類型に応じて下記の事項も登記しなければならない：</p> <p>（一）有限責任会社の株主・株式有限公司の発起人・非会社企業法人の出資者の姓名あるいは名称；</p> <p>（二）個人独資企業の投資家の姓名および住所；</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(三) 合伙企业的合伙人名称或者姓名、住所、承担责任方式;</p> <p>(四) 个体工商户的经营者姓名、住所、经营场所;</p> <p>(五) 法律、行政法规规定的其他事项。</p> <p>第九条 市场主体的下列事项应当向登记机关办理备案:</p> <p>(一) 章程或者合伙协议;</p> <p>(二) 经营期限或者合伙期限;</p> <p>(三) 有限责任公司股东或者股份有限公司发起人认缴的出资数额, 合伙企业合伙人认缴或者实际缴付的出资数额、缴付期限和出资方式;</p> <p>(四) 公司董事、监事、高级管理人员;</p> <p>(五) 农民专业合作社(联合社)成员;</p> <p>(六) 参加经营的个体工商户家庭成员姓名;</p> <p>(七) 市场主体登记联络员、外商投资企业法律文件送达接受人;</p> <p>(八) 公司、合伙企业等市场主体受益所有人相关信息;</p> <p>(九) 法律、行政法规规定的其他事项。</p> <p>第十条 市场主体只能登记一个名称, 经登记的市场主体名称受法律保护。</p> <p>市场主体名称由申请人依法自主申报。</p> <p>第十一条 市场主体只能登记一个住所或者主要经营场所。</p> <p>电子商务平台内的自然人经营者可以根据国家有关规定, 将电子商务平台提供的网络经营场所作为经营场所。</p> <p>省、自治区、直辖市人民政府可以根据有关法律、行政法规的规定和本地区实际情况, 自行或者授权下级人民政府对住所或者主要经营场所作出更加便利市场主体从事经营活动的具体规定。</p> | <p>(三) パートナースhip企業のパートナーの名称あるいは姓名・住所・責任引受方式;</p> <p>(四) 個人事業主の経営者の姓名・住所・経営場所;</p> <p>(五) 法律・行政法規の規定するその他事項。</p> <p>第九条 市場主体の下記事項は、登記機関に備案しなければならない:</p> <p>(一) 定款あるいはパートナーシップ協議;</p> <p>(二) 経営期限あるいはパートナーシップ期限;</p> <p>(三) 有限責任会社の株主あるいは株式有限会社の発起人が払込を引き受けた出資額、パートナーシップ企業のパートナーが払込を引き受けた、あるいは実際に払い込んだ出資額・払込期限および出資方式;</p> <p>(四) 会社の董事・監事・高級管理人員;</p> <p>(五) 農民專業合作社(連合社)のメンバー;</p> <p>(六) 経営に参加している個人事業主の家族の姓名;</p> <p>(七) 市場主体登記に関する連絡者・外商投資企業の法的書類の送付・受取人;</p> <p>(八) 会社・パートナーシップ企業などの市場主体のすべての受益者;</p> <p>(九) 法律・行政法規の規定するその他事項。</p> <p>第十条 市場主体は、一つの名称のみを登記することができ、登記された市場主体の名称は法的保護を受ける。</p> <p>市場主体の名称は、申請者が法に基づき自主的に申告する。</p> <p>第十一条 市場主体は、一カ所の住所あるいは主要经营場所のみを登記することができる。</p> <p>電子商取引プラットフォーム内の自然人の経営者は、国家の関連規定に基づき、電子商取引プラットフォームが提供するネットワーク経営場所を経営場所とすることができる。</p> <p>省・自治区・直轄市の人民政府は、関連法律・行政法規の規定および本地区の実際の状況に基づき、自らあるいは下級政府に授權して、住所あるいは経営場所について、さらに市場主体の経営活動に従事に利便的な規定を設けることができる。</p> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p>第十二条 有下列情形之一的，不得担任公司、非公司企业法人的法定代表人：</p> <p>（一）无民事行为能力或者限制民事行为能力；</p> <p>（二）因贪污、贿赂、侵占财产、挪用财产或者破坏社会主义市场经济秩序被判处刑罚，执行期满未逾 5 年，或者因犯罪被剥夺政治权利，执行期满未逾 5 年；</p> <p>（三）担任破产清算的公司、非公司企业法人的法定代表人、董事或者厂长、经理，对破产负有个人责任的，自破产清算完结之日起未逾 3 年；</p> <p>（四）担任因违法被吊销营业执照、责令关闭的公司、非公司企业法人的法定代表人，并负有个人责任的，自被吊销营业执照之日起未逾 3 年；</p> <p>（五）个人所负数额较大的债务到期未清偿；</p> <p>（六）法律、行政法规规定的其他情形。</p> <p>第十三条 除法律、行政法规或者国务院决定另有规定外，市场主体的注册资本或者出资额实行认缴登记制，以人民币表示。</p> <p>出资方式应当符合法律、行政法规的规定。公司股东、非公司企业法人出资人、农民专业合作社（联合社）成员不得以劳务、信用、自然人姓名、商誉、特许经营权或者设定担保的财产等作价出资。</p> <p>第十四条 市场主体的经营范围包括一般经营项目和许可经营项目。经营范围中属于在登记前依法须经批准的许可经营项目，市场主体应当在申请登记时提交有关批准文件。</p> <p>市场主体应当按照登记机关公布的经营项目分类标准办理经营范围登记。</p> <p style="text-align: center;">第三章 登记规范</p> | <p>第十二条 下記の状況のいずれかがある場合、会社・非会社企業法人の法定代表人を務めてはならない：</p> <p>（一）民事行為能力がない、あるいは民事行為能力に制限がある；</p> <p>（二）汚職・賄賂・財産横領・財産流用あるいは社会主義市場經濟の秩序の破壊により刑罰の判決を言い渡され、執行期間の満了から 5 年を経過していない；犯罪により政治的権利をはく奪され、執行期間の満了から 5 年を経過していない；</p> <p>（三）破産により清算した会社・非会社企業法人の法定代表人・董事あるいは工場長・經理（マネージャー）を務め、破産に対して個人的責任を負う場合、破産による清算の完了日より 3 年を経過していない；</p> <p>（四）違法により營業許可証を取り消された、閉鎖を命じられた会社・非会社企業法人の法定代表人を務め、かつ個人的責任を負う場合、營業許可証の取消日より 3 年を経過していない；</p> <p>（五）個人が金額の比較的高い債務を負い、期限到来時に清算していない；</p> <p>（六）法律・行政法規の規定するその他状況。</p> <p>第十三条 法律・行政法規あるいは国务院の決定に別の規定がある場合を除き、市場主体の登録資本あるいは出資額は、払込登記制を実行し、人民元で表示する。</p> <p>出資方式は、法律・行政法規の規定に合致していなければならない。会社の株主・非会社企業法人の出資者・農民專業合作社（連合社）のメンバーは、役務・信用・自然人の姓名・のれん・フランチャイズ經營權あるいは担保を設定している財産などにより価格を決定して出資してはならない。</p> <p>第十四条 市場主体の經營範圍は、一般經營項目および許可經營項目を含む。經營範圍内に登記前に法に基づく批准が必要な許可經營項目がある場合、市場主体は、登記申請時に関連批准文書を提出しなければならない。</p> <p>市場主体は、登記機關が公布する經營項目分類基準に基づき經營範圍登記を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第三章 登記規範</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>第十五条 市场主体实行实名登记。申请人应当配合登记机关核验身份信息。</p> <p>第十六条 申请办理市场主体登记，应当提交下列材料：</p> <p>（一）申请书；</p> <p>（二）申请人资格文件、自然人身份证明；</p> <p>（三）住所或者主要经营场所相关文件；</p> <p>（四）公司、非公司企业法人、农民专业合作社（联合社）章程或者合伙企业合伙协议；</p> <p>（五）法律、行政法规和国务院市场监督管理部门规定提交的其他材料。</p> <p>国务院市场监督管理部门应当根据市场主体类型分别制定登记材料清单和文书格式样本，通过政府网站、登记机关服务窗口等向社会公开。</p> <p>登记机关能够通过政务信息共享平台获取的市场主体登记相关信息，不得要求申请人重复提供。</p> <p>第十七条 申请人应当对提交材料的真实性、合法性和有效性负责。</p> <p>第十八条 申请人可以委托其他自然人或者中介机构代其办理市场主体登记。受委托的自然人或者中介机构代为办理登记事宜应当遵守有关规定，不得提供虚假信息和材料。</p> <p>第十九条 登记机关应当对申请材料进行形式审查。对申请材料齐全、符合法定形式的予以确认并当场登记。不能当场登记的，应当在3个工作日内予以登记；情形复杂的，经登记机关负责人批准，可以再延长3个工作日。</p> <p>申请材料不齐全或者不符合法定形式的，登记机关应当一次性告知申请人需要补正的材料。</p> <p>第二十条 登记申请不符合法律、行政法规规</p> | <p>第十五条 市場主体は、実名登記を実行する。申請者は、登記機関の身分情報検査に協力しなければならない。</p> <p>第十六条 市場主体登記を申請する場合、下記の資料を提出しなければならない：</p> <p>（一）申請書；</p> <p>（二）申請者の資格書類・自然人の身分証明書；</p> <p>（三）住所あるいは主要経営場所の関連書類；</p> <p>（四）会社・非会社企業法人・農民專業合作社（連合社）の定款あるいはパートナーシップ企業のパートナーシップ協議；</p> <p>（五）法律・行政法規および国務院市場監督管理部門が提出を規定するその他資料。</p> <p>国務院市場監督管理部門は、市場主体の類型に応じてそれぞれ登記資料リストおよび書類の書式サンプルを制定し、政府のウェブサイト・登記機関のサービス窓口などを通じて社会に公開しなければならない。</p> <p>登記機関が政務情報共有プラットフォームを通じて取得可能な市場主体登記の関連情報は、申請者に再提出を要求してはならない。</p> <p>第十七条 申請者は、提出資料の真実性・合法性および有効性に対して責を負わなければならない。</p> <p>第十八条 申請者は、その他自然人あるいは仲介機構にその市場主体登記の手続き代理を委託することができる。委託を受けた自然人あるいは仲介機構は、登記事項の手続きを代理する場合、関連規定を遵守しなければならない、虚偽の情報および資料を提出してはならない。</p> <p>第十九条 登記機関は、申請資料について形式審査を行わなければならない。申請資料が完全であり、法定の形式に合致している場合、確認のうえ、その場で登記する。その場で登記することができない場合、3営業日以内に登記しなければならない；状況が複雑な場合、登記機関の責任者の批准を受けて、さらに3営業日延長することができる。</p> <p>申請資料が不完全あるいは法定の形式に合致しない場合、登記機関は、補正が必要な資料を申請者に一度で伝えなければならない。</p> <p>第二十条 登記申請が法律・行政法規の規定に</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>定，或者可能危害国家安全、社会公共利益的，登记机关不予登记并说明理由。</p> <p>第二十一条 申请人申请市场主体设立登记，登记机关依法予以登记的，签发营业执照。营业执照签发日期为市场主体的成立日期。</p> <p>法律、行政法规或者国务院决定规定设立市场主体须经批准的，应当在批准文件有效期内向登记机关申请登记。</p> <p>第二十二条 营业执照分为正本和副本，具有同等法律效力。 电子营业执照与纸质营业执照具有同等法律效力。 营业执照样式、电子营业执照标准由国务院市场监督管理部门统一制定。</p> <p>第二十三条 市场主体设立分支机构，应当向分支机构所在地的登记机关申请登记。</p> <p>第二十四条 市场主体变更登记事项，应当自作出变更决议、决定或者法定变更事项发生之日起30日内向登记机关申请变更登记。</p> <p>市场主体变更登记事项属于依法须经批准的，申请人应当在批准文件有效期内向登记机关申请变更登记。</p> <p>第二十五条 公司、非公司企业法人的法定代表人在任职期间发生本条例第十二条所列情形之一的，应当向登记机关申请变更登记。</p> <p>第二十六条 市场主体变更经营范围，属于依法须经批准的项目的，应当自批准之日起30日内申请变更登记。许可证或者批准文件被吊销、撤销或者有效期届满的，应当自许可证或者批准文件被吊销、撤销或者有效期届满之日起30日内向登记机关申请变更登记或者办理注销登记。</p> <p>第二十七条 市场主体变更住所或者主要经营场所跨登记机关辖区的，应当在迁入新的住所或者主要经营场所前，向迁入地登记机关申请变更登记。迁出地登记机关无正当理由不得拒绝移交市场主体档案等相关材料。</p> | <p>合致しない、あるいは国家の安全・社会の公共利益に危害を与える可能性がある場合、登記機関は、登記せず、理由を説明しなければならない。</p> <p>第二十一条 申請者が市場主体設立登記を申請し、登記機関が法に基づき登記した場合、営業許可証を発行する。営業許可証の発行日を市場主体の設立日とする。 法律・行政法規あるいは国务院の決定が市場主体の設立に批准が必要であると規定している場合、批准文書の有効期限内に登記機関に登記を申請しなければならない。</p> <p>第二十二条 営業許可証は、正本と副本に分かれ、同等の法的効力を有する。 電子営業許可証は、紙ベースの営業許可証と同等の法的効力を有する。 営業許可証の様式・電子営業許可証の基準は、国务院市場監督管理部門が統一的に制定する。</p> <p>第二十三条 市場主体が分支機構を設立する場合、分支機構の所在地の登記機関に登記を申請しなければならない。</p> <p>第二十四条 市場主体の変更登記事項は、変更決議・決定を行った、あるいは法定の変更事項が発生した日より30日以内に登記機関に変更登記を申請しなければならない。 市場主体の変更登記事項が法に基づく批准が必要な場合、申請者は、批准文書の有効期間内に登記機関に変更登記を申請しなければならない。</p> <p>第二十五条 会社・非会社企業法人の法定代表人は、任務期間内に本条例第十二条で列挙した状況のいずれかが発生した場合、変更登記を申請しなければならない。</p> <p>第二十六条 市場主体の経営範囲の変更が、法に基づく批准が必要な項目である場合、批准日より30日以内に变更登记を申請しなければならない。許可証あるいは批准文書の没収・取消を受けた、あるいは有効期限が到来した場合、許可証あるいは批准文書の没収・取消、あるいは有効期限の到来日より30日以内に登記機関に変更登記あるいは抹消登記を申請しなければならない。</p> <p>第二十七条 市場主体の住所あるいは主要経営場所の変更が登記機関の管轄区を跨ぐ場合、新たな住所あるいは主要経営場所への転入前に、転入地の登記機関に変更登記を申請しなければならない。転出地の登記機関は、正当な理由なく市場主体の保管書類などの関連資料の引渡しを拒絶して</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>第二十八条 市场主体变更登记涉及营业执照记载事项的,登记机关应当及时为市场主体换发营业执照。</p> <p>第二十九条 市场主体变更本条例第九条规定的备案事项的,应当自作出变更决议、决定或者法定变更事项发生之日起 30 日内向登记机关办理备案。农民专业合作社(联合社)成员发生变更的,应当自本会计年度终了之日起 90 日内向登记机关办理备案。</p> <p>第三十条 因自然灾害、事故灾难、公共卫生事件、社会安全事件等原因造成经营困难的,市场主体可以自主决定在一定时期内歇业。法律、行政法规另有规定的除外。</p> <p>市场主体应当在歇业前与职工依法协商劳动关系处理等有关事项。</p> <p>市场主体应当在歇业前向登记机关办理备案。登记机关通过国家企业信用信息公示系统向社会公示歇业期限、法律文书送达地址等信息。</p> <p>市场主体歇业的期限最长不得超过 3 年。市场主体在歇业期间开展经营活动的,视为恢复营业,市场主体应当通过国家企业信用信息公示系统向社会公示。</p> <p>市场主体歇业期间,可以以法律文书送达地址代替住所或者主要经营场所。</p> <p>第三十一条 市场主体因解散、被宣告破产或者其他法定事由需要终止的,应当依法向登记机关申请注销登记。经登记机关注销登记,市场主体终止。</p> <p>市场主体注销依法须经批准的,应当经批准后向登记机关申请注销登记。</p> <p>第三十二条 市场主体注销登记前依法应当清算的,清算组应当自成立之日起 10 日内将清算组成员、清算组负责人名单通过国家企业信用信息公示系统公告。清算组可以通过国家企业信用信息公示系统发布债权人公告。</p> | <p>はならない。</p> <p>第二十八条 市場主体の変更登記が営業許可証の記載事項に関わる場合、登記機関は、速やかに市場主体のために営業許可証を再発行しなければならない。</p> <p>第二十九条 市場主体は、本条例第九条の規定する備案事項を変更する場合、変更決議・決定を行った、あるいは法定の変更事項の発生日より 30 日以内に登記機関に備案しなければならない。農民專業合作社(連合社)のメンバーは、変更が発生した場合、本会計年度の終了日より 90 日以内に登記機関に備案しなければならない。</p> <p>第三十条 自然災害・事故災難・公共衛生事件・社会安全事件などの原因により経営上の困難に陥った場合、市場主体は、一定期間の休業を自ら決定することができる。法律・行政法規に別の規定がある場合を除く。</p> <p>市場主体は、休業前に従業員と法に基づき労働関係処理などの関連事項を協議しなければならない。</p> <p>市場主体は、休業前に登記機関に備案しなければならない。登記機関は、国家企業信用情報公示システムを通じて社会に休業期限・法的書類の送付・受取住所などの情報を公示しなければならない。</p> <p>市場主体の休業の期限は、最長でも 3 年を超過してはならない。市場主体が休業期間に経営活動を行った場合、営業再開と見なし、市場主体は、国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。</p> <p>市場主体の休業期間、法的書類の送付・受取住所を住所あるいは主要経営場所の代わりとすることができる。</p> <p>第三十一条 市場主体は、解散した、破産宣告を受けた、あるいはその他の法定の事情により終了する必要がある場合、法に基づき登記機関に抹消登記を申請しなければならない。登記機関の抹消登記を経て、市場主体は終了する。</p> <p>市場主体の抹消が法に基づき批准が必要な場合、批准を受けた後に登記機関に抹消登記を申請しなければならない。</p> <p>第三十二条 市場主体の抹消登記前に法に基づき清算しなければならない場合、清算グループは、設置日より 10 日以内に清算グループのメンバー・清算グループの責任者リストを国家企業信用情報公示システムを通じて公告しなければならない。清算グループは、国家企業信用情報公示システム</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>清算组应当自清算结束之日起 30 日内向登记机关申请注销登记。市场主体申请注销登记前，应当依法办理分支机构注销登记。</p> <p>第三十三条 市场主体未发生债权债务或者已将债权债务清偿完结，未发生或者已结清清偿费用、职工工资、社会保险费用、法定补偿金、应缴纳税款（滞纳金、罚款），并由全体投资人书面承诺对上述情况的真实性承担法律责任的，可以按照简易程序办理注销登记。</p> <p>市场主体应当将承诺书及注销登记申请通过国家企业信用信息公示系统公示，公示期为 20 日。在公示期内无相关部门、债权人及其他利害关系人提出异议的，市场主体可以于公示期届满之日起 20 日内向登记机关申请注销登记。</p> <p>个体工商户按照简易程序办理注销登记的，无需公示，由登记机关将个体工商户的注销登记申请推送至税务等有关部门，有关部门在 10 日内没有提出异议的，可以直接办理注销登记。</p> <p>市场主体注销依法须经批准的，或者市场主体被吊销营业执照、责令关闭、撤销，或者被列入经营异常名录的，不适用简易注销程序。</p> <p>第三十四条 人民法院裁定强制清算或者裁定宣告破产的，有关清算组、破产管理人可以持人民法院终结强制清算程序的裁定或者终结破产程序的裁定，直接向登记机关申请办理注销登记。</p> <p style="text-align: center;">第四章 监督管理</p> <p>第三十五条 市场主体应当按照国家有关规定公示年度报告和登记相关信息。</p> <p>第三十六条 市场主体应当将营业执照置于住所或者主要经营场所的醒目位置。从事电子商务经营的市场主体应当在其首页显著位置持续公示营业执照信息或者相关链接标识。</p> <p>第三十七条 任何单位和个人不得伪造、涂</p> | <p>を通じて債権者公告を發表することができる。 清算グループは、清算終了日より 30 日以内に登記機関に抹消登記を申請しなければならない。市場主体は、抹消登記申請前に、法に基づき分支機構の抹消登記を行わなければならない。</p> <p>第三十三条 市場主体に債権・債務が発生していない、あるいは債権・債務の返済をすでに完了しており、返済費用・従業員の賃金・社会保険料・法定の補償金・納付すべき税金（滞納金・罰金）が未発生あるいは清算済みであり、かつ全投資家が上述の状況の真実性に対して法的責任を負うことを書面により承諾している場合、簡易手順に基づき抹消登記を行うことができる。</p> <p>市場主体は、承諾書および抹消登記申請書を国家企業信用情報公示システムを通じて公示しなければならない。公示期間は 20 日間とする。公示期間に関連部門・債権者およびその他の利害関係者が異議を提出しなかった場合、市場主体は、公示期間の期限到来日より 20 日以内に登記機関に抹消登記を申請しなければならない。</p> <p>個人事業主が簡易手順に基づき抹消登記を行う場合、公示は必要なく、登記機関が個人事業主の抹消登記申請を税務などの関連部門に送信し、関連部門が 10 日以内に異議を提出しなかった場合、直接抹消登記を行うことができる。</p> <p>市場主体の抹消が法に基づく批准が必要な場合、あるいは市場主体が営業許可証を没収された、閉鎖・解消を命じられた、あるいは経営異常名簿に列挙された場合、簡易抹消手順を適用しない。</p> <p>第三十四条 人民法院が強制清算を裁定あるいは破産宣告を裁定した場合、関連清算グループ・破産管理人は、人民法院の強制清算手続き終了の裁定あるいは破産手続き終了の裁定を持参のうえ、直接登記機関に抹消登記を申請することができる。</p> <p style="text-align: center;">第四章 监督管理</p> <p>第三十五条 市場主体は、国家関連規定に基づき年度報告および登記関連情報を公示しなければならない。</p> <p>第三十六条 市場主体は、住所あるいは主要経営場所の目立つ位置に営業許可証を設置しなければならない。電子商取引経営に従事する市場主体は、そのトップページの目立つ位置に営業許可証情報あるいは関連リンク表示を継続的に公示しなければならない。</p> <p>第三十七条 いかなる単位および個人も営業許</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>改、出租、出借、转让营业执照。</p> <p>营业执照遗失或者毁坏的，市场主体应当通过国家企业信用信息公示系统声明作废，申请补领。</p> <p>登记机关依法作出变更登记、注销登记和撤销登记决定的，市场主体应当缴回营业执照。拒不缴回或者无法缴回营业执照的，由登记机关通过国家企业信用信息公示系统公告营业执照作废。</p> <p>第三十八条 登记机关应当根据市场主体的信用风险状况实施分级分类监管。</p> <p>登记机关应当采取随机抽取检查对象、随机选派执法检查人员的方式，对市场主体登记事项进行监督检查，并及时向社会公开监督检查结果。</p> <p>第三十九条 登记机关对市场主体涉嫌违反本条例规定的行为进行查处，可以行使下列职权：</p> <p>（一）进入市场主体的经营场所实施现场检查；</p> <p>（二）查阅、复制、收集与市场主体经营活动有关的合同、票据、账簿以及其他资料；</p> <p>（三）向与市场主体经营活动有关的单位和个人调查了解情况；</p> <p>（四）依法责令市场主体停止相关经营活动；</p> <p>（五）依法查询涉嫌违法的市场主体的银行账户；</p> <p>（六）法律、行政法规规定的其他职权。</p> <p>登记机关行使前款第四项、第五项规定的职权的，应当经登记机关主要负责人批准。</p> <p>第四十条 提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实取得市场主体登记的，受虚假市场主体登记影响的自然人、法人和其他组织可以向登记机关提出撤销市场主体登记的申请。</p> | <p>可証を偽造・改竄・賃貸・貸出・譲渡してはならない。</p> <p>営業許可証を紛失あるいは破損した場合、市場主体は、国家企業信用情報公示システムを通じて無効の声明を出し、交換を申請しなければならない。</p> <p>登記機関が変更登記・抹消登記・廃止登記の決定を下した場合、市場主体は、営業許可証を返還しなければならない。返還を拒絶した、あるいは営業許可証を変換することができない場合、登記機関は、国家企業信用情報公示システムを通じて営業許可証の無効を公示する。</p> <p>第三十八条 登記機関は、市場主体の信用リスク状況に応じて級別分類監督管理を実施しなければならない。</p> <p>登記機関は、抽出検査の対象・法律執行派遣職員をランダムに選別する方式を採用して、市場主体の登記事項に対して監督検査を行い、かつ適時、社会に監督検査結果を公開する。</p> <p>第三十九条 登記機関は、市場主体の本条例の規定違反の嫌疑がかかる行為を取り調べて処置する場合、下記の職権を行使することができる：</p> <p>（一）市場主体の経営場所に立ち入り、現場検査を実施する；</p> <p>（二）市場主体の経営活動に関わる契約書・エビデンス・帳簿およびその他資料を閲覧・複製・収集する；</p> <p>（三）市場主体の経営活動に関わる単位および個人を調査して状況を把握する；</p> <p>（四）法に基づき市場主体に関連経営活動の停止を命じる；</p> <p>（五）法に基づき違法の嫌疑がかかる市場主体の銀行口座について問い合わせる；</p> <p>（六）法律・行政法規の規定するその他職権。</p> <p>登記機関は、前項第四号・第五号の規定する職権を行使する場合、登記機関の主要責任者の批准を受けなければならない。</p> <p>第四十条 虚偽の資料を提出して、あるいはその他の詐欺手段を講じて重要な事実を隠蔽して、市場主体登記を取得した場合、虚偽の市場主体登記の影響を受けた自然人・法人およびその他組織は、登記機関に市場主体登記の抹消の申請を提出することができる。</p> |
|---|--|

登记机关受理申请后,应当及时开展调查。经调查认定存在虚假市场主体登记情形的,登记机关应当撤销市场主体登记。相关市场主体和人员无法联系或者拒不配合的,登记机关可以将相关市场主体的登记时间、登记事项等通过国家企业信用信息公示系统向社会公示,公示期为45日。相关市场主体及其利害关系人在公示期内没有提出异议的,登记机关可以撤销市场主体登记。

因虚假市场主体登记被撤销的市场主体,其直接责任人自市场主体登记被撤销之日起3年内不得再次申请市场主体登记。登记机关应当通过国家企业信用信息公示系统予以公示。

第四十一条 有下列情形之一的,登记机关可以不予撤销市场主体登记:

- (一) 撤销市场主体登记可能对社会公共利益造成重大损害;
- (二) 撤销市场主体登记后无法恢复到登记前的状态;
- (三) 法律、行政法规规定的其他情形。

第四十二条 登记机关或者其上级机关认定撤销市场主体登记决定错误的,可以撤销该决定,恢复原登记状态,并通过国家企业信用信息公示系统公示。

第五章 法律责任

第四十三条 未经设立登记从事经营活动的,由登记机关责令改正,没收违法所得;拒不改正的,处1万元以上10万元以下的罚款;情节严重的,依法责令关闭停业,并处10万元以上50万元以下的罚款。

第四十四条 提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实取得市场主体登记的,由登记机关责令改正,没收违法所得,并处5万元以上20万元以下的罚款;情节严重的,处20万元以上100万元以下的罚款,吊销营业执照。

登記機関は、申請の受理後、速やかに調査を行わなければならない。調査を経て虚偽の市場主体登記の状況があると認定された場合、登記機関は、市場主体登記を抹消しなければならない。関連市場主体および職員に連絡が取れない、あるいは協力を拒絶する場合、登記機関は、関連市場主体の登記日時・登記事項などを国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示することができ、公示期間は45日とする。関連市場主体およびその利害関係者が公示期間内に異議を提出しなかった場合、登記機関は、市場主体登記を抹消することができる。

虚偽の市場主体登記により抹消された市場主体について、その直接責任者は、市場主体登記の抹消日より3年以内は市場主体登記を再度申請してはならない。登記機関は、国家企業信用情報公示システムを通じて公示しなければならない。

第四十一条 下記の状況のいずれかがある場合、登記機関は、市場主体登記を抹消しなくてもよい:

- (一) 市場主体登記の抹消が社会の公共の利益に足して重大な損害をもたらす可能性がある;
- (二) 市場主体登記の抹消後、登記前の状態に戻すことができない場合;
- (三) 法律・行政法規の規定するその他の状況。

第四十二条 登記機関あるいはその上級機関が市場主体登記の抹消の決定が誤りであると認定した場合、当該決定を取り消すことができ、元の登記状態に回復させ、国家企業信用情報公示システムを通じて公示する。

第五章 法的責任

第四十三条 設立登記をせずに経営活動に従事した場合、登記機関が是正を命じ、違法所得を没収する;是正を拒否する場合、1万元以上10万元以下の罰金を科す;状況が重大な場合、法に基づき閉鎖・営業停止を命じ、かつ10万元以上50万元以下の罰金を科す。

第四十四条 虚偽の資料を提出して、あるいはその他の詐欺手段を講じて重要な事実を隠蔽して、市場主体登記を取得した場合、登記機関が是正を命じ、違法所得を没収し、かつ5万元以上20万元以下の罰金を科す;状況が重大な場合、20万元以上100万元以下の罰金を科し、営業許可証を取り消す。

第四十五条 实行注册资本实缴登记制的市场主体虚报注册资本取得市场主体登记的，由登记机关责令改正，处虚报注册资本金额 5%以上 15%以下的罚款；情节严重的，吊销营业执照。

实行注册资本实缴登记制的市场主体的发起人、股东虚假出资，未交付或者未按期交付作为出资的货币或者非货币财产的，或者在市场主体成立后抽逃出资的，由登记机关责令改正，处虚假出资金额 5%以上 15%以下的罚款。

第四十六条 市场主体未依照本条例办理变更登记，由登记机关责令改正；拒不改正的，处 1 万元以上 10 万元以下的罚款；情节严重的，吊销营业执照。

第四十七条 市场主体未依照本条例办理备案的，由登记机关责令改正；拒不改正的，处 5 万元以下的罚款。

第四十八条 市场主体未依照本条例将营业执照置于住所或者主要经营场所醒目位置的，由登记机关责令改正；拒不改正的，处 3 万元以下的罚款。

从事电子商务经营的市场主体未在其首页显著位置持续公示营业执照信息或者相关链接标识的，由登记机关依照《中华人民共和国电子商务法》处罚。

市场主体伪造、涂改、出租、出借、转让营业执照的，由登记机关没收违法所得，处 10 万元以下的罚款；情节严重的，处 10 万元以上 50 万元以下的罚款，吊销营业执照。

第四十九条 违反本条例规定的，登记机关确定罚款金额时，应当综合考虑市场主体的类型、规模、违法情节等因素。

第五十条 登记机关及其工作人员违反本条例规定未履行职责或者履行职责不当的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

第五十一条 违反本条例规定，构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第四十五条 登録資本払込登記制を実行する市場主体が登録資本を偽って報告して、市場主体登記を取得した場合、登記機関が是正を命じ、偽って報告した登録資本の金額の 5%以上 15%以下の罰金を科す；状況が重大な場合、営業許可証を取り消す。

登録資本払込登記制を実行する市場主体の発起人・株主が出資を偽り、出資する通貨あるいは非通貨の財産を交付していない、あるいは期限通りに交付していない場合、もしくは市場主体の設立後、出資を引き揚げた場合、登記機関が是正を命じ、虚偽の出資額の 5%以上 15%以下の罰金を科す。

第四十六条 市場主体が本条例に基づき変更登記を行っていない場合、登記機関が是正を命じる；是正を拒否する場合、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す；状況が重大な場合、営業許可証を取り消す。

第四十七条 市場主体が本条例に基づき備案していない場合、登記機関が是正を命じる；是正を拒否する場合、5 万元以下の罰金を科す。

第四十八条 市場主体が本条例に基づき住所あるいは主要経営場所の目立つ位置に営業許可証を設置していない場合、登記機関が是正を命じる；是正を拒否する場合、3 万元以下の罰金を科す。

電子商取引の経営に従事する市場主体がそのトップページの目立つ位置に営業許可証情報あるいは関連リンク表示を継続的に公示していない場合、登記機関が《中華人民共和国電子商取引法》に基づき処罰する。

市場主体が営業許可証を偽造・改竄・賃貸・貸出・譲渡した場合、登記機関が違法所得を没収し、10 万元以下の罰金を科す；状況が重大な場合、10 万元以上 50 万元以下の罰金を科し、営業許可証を取り消す。

第四十九条 本条例の規定に違反し、登記機関が罰金の金額を確定する際は、市場主体の類型・規模・法律違反の状況などの要素を総合的に考慮しなければならない。

第五十条 登記機関およびその職員が本条例の規定に違反して職責を履行しなかった、あるいは職責履行が不当であった場合、直接の責任を負う主管職員およびその他の直接責任者を法に基づき処分する。

第五十一条 本条例の規定に違反し、犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

| | |
|--|--|
| <p>第五十二条 法律、行政法规对市场主体登记管理违法行为处罚另有规定的，从其规定。</p> <p style="text-align: center;">第六章 附 则</p> <p>第五十三条 国务院市场监督管理部门可以依照本条例制定市场主体登记和监督管理的具体办法。</p> <p>第五十四条 无固定经营场所摊贩的管理办法，由省、自治区、直辖市人民政府根据当地实际情况另行规定。</p> <p>第五十五条 本条例自 2022 年 3 月 1 日起施行。《中华人民共和国公司登记管理条例》、《中华人民共和国企业法人登记管理条例》、《中华人民共和国合伙企业登记管理办法》、《农民专业合作社登记管理条例》、《企业法人法定代表人登记管理规定》同时废止。</p> | <p>第五十二条 法律・行政法規に市場主体登記管理の法律違反行為の処罰について別の規定がある場合、その規定に従う。</p> <p style="text-align: center;">第六章 附 則</p> <p>第五十三条 國務院市場監督管理部門は、本条例に基づき市場主体登記および監督管理の具体的な方法を制定することができる。</p> <p>第五十四条 固定の經營場所がない露天商の管理法は、省・自治区・直轄市の人民政府が当地の実情に応じて別途規定する。</p> <p>第五十五条 本条例は、2022 年 3 月 1 日より施行する。《中華人民共和國会社登記管理条例》・《中華人民共和國企業法人登記管理条例》・《中華人民共和國パートナーシップ企業登記管理弁法》・《農民專業合作社登記管理条例》・《企業法人法定代表人登記管理規定》は、同時に廃止する。</p> |
|--|--|